

○厚生労働省令第九十五号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）及び関係法令の規定に基づき、国民年金基金規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

国民年金基金規則等の一部を改正する省令

（国民年金基金規則の一部改正）

第一条 国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 福岡 資麿

		改正後	改正前
		(死亡の届出)	(死亡の届出)
	第九条 法第百三十八条において準用する法第百五条第四項の規定による加入員の死亡の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を基金に提出することによつて行わなければならぬ。	第九条 法第百三十八条において準用する法第百五条第四項の規定による加入員の死亡の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出することによつて行わなければならぬ。	
一 (氏名変更の届出)	<p>一 前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。</p> <p>一 電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法</p>	<p>一 前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。</p> <p>一 電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法</p>	<p>一 前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。</p> <p>一 電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法</p>
二 書面を交付する方法		(新設)	
二 書面を交付する方法		(新設)	
第十一条 法第百二十七条の二において準用する法第十二条第一項の規定による加入員の氏名の変更の届出は、基金に対し、当該事実があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによつて行わなければならぬ。			

一 変更前及び変更後の氏名

二・三 (略)

一 変更前及び変更後の氏名並びに変更の年月日

二・三 (略)

(住所変更の届出)

第十二条 法第百二十七条の二において準用する法第十二条第一項の規定による加入員の住所の変更の届出は、基金に対し、当該事実のあつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによつて行わなければならぬ。

一 (略)

二 変更前及び変更後の住所

三 (略)

(住所変更の届出)

第十二条 法第百二十七条の二において準用する法第十二条第一項の規定による加入員の住所の変更の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、加入員証を添えて、当該事実のあつた日から十四日以内に、これを基金に提出することによつて行わなければならぬ。

一 (略)

二 変更前及び変更後の住所並びに変更の年月日

三 (略)

(加入員証の再交付の申請)

第十二条 (略)

2 前項の申請をする場合には、基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。この場合において、

一・二 (略)

遅滞なく廃棄しなければならない。

(加入員証の再交付の申請)

第十二条 (略)

2 前項の申請をする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を基金に提出しなければならない。この場合において、

一・二 (略)

又は汚した加入員証を当該申請書に添えなければならない。

(年金の裁定の請求)

第十四条 法第百三十三条において準用する法第十六条の規定による年金の裁定の請求は、基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによつて行わなければならぬ。

一・四 (略)

2 前項の請求に当たつては、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(年金の裁定の請求)

第十四条 法第百三十三条において準用する法第十六条の規定による年金の裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出することによつて行わなければならぬ。

一・四 (略)

2 前項の請求書には、次の各号(生年月日について、法第百二十八条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託

			一 (略)
		二 (略)	
	3	前項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる場合にあっては、 当該各号に掲げる書類の添付を省略することができる。	
一		生年月日について、法第二百二十八条第五項の規定により基金 から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台 帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定によ り受給権者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第 四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の 提供を受けることにより確認が行われた場合又は電子署名等に 係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（ 平成十四年法律第二百五十三号）第三条第一項に規定する署名用 電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）の送信をす ることにより確認が行われた場合	前項第一号に規定する書類
二		払渡希望機関の預金口座の口座番号について、裁定の請求者 が公的給付支給等口座登録者（公的給付の支給等の迅速かつ確 実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年 法律第三十八号。以下「口座登録法」という。）第三条第四項 に規定する公的給付支給等口座登録者をいう。第十八条におい て同じ。）であつて、当該口座番号を情報提供等記録開示シス テム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条 第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。以下同	前項第一号に規定する書類

一 (略)	二 加入員証（加入員証を添えることができないときは、その事 由書）	三 (新設) (略)
		された連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号） 第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報 （同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をい う。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合 にあっては、第一号を除く。）に掲げる書類を添えなければなら ない。

じ。) を利用することにより提供した場合 (公的給付支給等口座登録簿 (口座登録法第三条第三項に規定する公的給付支給等口座登録簿をいう。第十八条において同じ。) に登録される預金口座を年金の引渡しを希望する預金口座とした場合に限る。) 前項第二号に規定する書類

(氏名変更の届出)

第十六条 年金の受給権者は、氏名を変更したときは、基金に対し、当該事実があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

一(三) (略)

2 前項の届出に当たつては、氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本を添えなければならない。ただし、氏名の変更について、当該受給権者が署名用電子証明書の送信することにより確認が行われた場合はこの限りでない。

(削る)

(住所変更の届出)

第十七条 年金の受給権者は、住所を変更したときは、基金に対し、当該事実があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

一(三) (略)

(払渡希望機関の変更の届出)

第十八条 年金の受給権者は、年金の払渡しを希望する金融機関を変更しようとするときは、基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

(氏名変更の届出)

第十六条 年金の受給権者は、氏名を変更したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があつた日から十四日以内に、基金に提出しなければならない。

一(三) (略)

二(一) 年金証書

一(二) 氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

(住所変更の届出)

第十七条 年金の受給権者は、住所を変更したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があつた日から十四日以内に、基金に提出しなければならない。

一(三) (略)

(払渡希望機関の変更の届出)

第十八条 年金の受給権者は、年金の払渡しを希望する金融機関を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出しなければならない。

	<p>2 1-3 (略)</p> <p>前項の届出に当たつては、払渡希望機関の預金口座の口座番号についての当該機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。ただし、当該受給権者が公的給付支給等口座登録者であつて、前項第三号に掲げる事項を情報提供等記録開示システムを利することにより提供した場合（公的給付支給等口座登録簿に登録されている預金口座を年金の引渡しを希望する預金口座とした場合に限る。）は、この限りでない。</p>
	<p>2 1-3 (略)</p> <p>前項の申請をするには、基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。この場合において、破り、又は汚した年金証書は申請者において遅滞なく廃棄しなければならない。</p>
	<p>3 (所在不明の届出等)</p> <p>第十九条の二 年金の受給権者は、第一項の申請をした後、失った年金証書を発見したときは、遅滞なく、これを廃棄しなければならない。</p>
	<p>2 1-3 (略)</p> <p>前項の申請をするには、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を基金に提出しなければならない。この場合において、破り、又は汚した年金証書を当該申請書に添えなければならない。</p>
	<p>3 (所在不明の届出等)</p> <p>第十九条の二 年金の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないとときは、規約の定めるところにより、基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。</p>
	<p>2 1-5 (略)</p> <p>基金は、前項の届書が提出又は前項各号に掲げる事項が電子情報処理組織を使用する方法により提供されたときには、規約の定めるところにより、当該受給権者に対し、自ら署名した書面その他の生存</p>
	<p>2 1-5 (略)</p> <p>前項の届書には、払渡希望機関の預金口座の口座番号についての当該機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p>
	<p>2 1-5 (略)</p> <p>基金は、前項の届書が提出されたときには、規約の定めるところにより、当該受給権者に対し、自ら署名した書面その他の生存</p>

を明らかにできる書類の提出を求めることができる。

めるところにより、当該受給権者に対し、自ら署名した書面その他の生存を明らかにできる書類の提出を求めることができる。

3 (略)

(死亡の届出)

第二十条 法第百三十八条において準用する法第百五条第四項の規定による年金の受給権者の死亡の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を基金に提出することによつて行わなければならない。

1 (略)

2 前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

1 電子情報処理組織を使用する方法

3 第一項の規定による提出には、受給権者の死亡を明らかにすることができる書類を添えなければならない。ただし、当該書類に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、基金の確認が行われた場合にあつては、当該書類の添付を省略することができる。

(未支給の年金の請求)

第二十一条 法第百三十三条において準用する法第十九条の規定による未支給の年金の支給の請求は、基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによつて行わなければならない。この場合において、当該請求が法第百三十三条において準用する法第十九条第三項の規定に該当することに係るものであるときは、併せて、第十四条の例により請求書の提出又は電子情報処理組織を使用する方法による事項の提供を行うとともにこれに添えるべき書類を提出しなければならない。

(死亡の届出)

第二十条 法第百三十八条において準用する法第百五条第四項の規定による年金の受給権者の死亡の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があつた日から十四日以内に、基金に提出することによつて行わなければならない。

1 (略)

(新設)

2 前項の届書には、受給権者の死亡を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

(未支給の年金の請求)

第二十一条 法第百三十三条において準用する法第十九条の規定による未支給の年金の支給の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該請求が法第百三十三条において準用する法第十九条第三項の規定に該当することに係るものであるときは、併せて、第十四条の例により請求書及びこれに添えるべき書類を提出しなければならない。

			一・四 (略)
		五 請求者以外に未支給の年金の支給を請求できる者があるときは、その者と受給権者との身分関係	二 前項の請求に当たつては、次の各号に掲げる書類を添えなければならぬ。ただし、第一号に規定する書類を除き、次の各号に定める事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、基金の確認が行われた場合にあつては、当該書類の添付を省略することができる。
	六 (略)	一・三 (略)	一・四 (略)
	(一時金の裁定の請求)		
二	第二十二条 法第百三十三条において準用する法第十六条の規定による一時金の裁定の請求は、基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行わなければならぬ。	二 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。	二 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
六 (略)	一・四 (略)	一・三 (略)	一・四 (略)
	五 請求者以外に一時金を受けることができる者があるときは、その者と死亡者との関係	五 請求者以外に一時金を受けることができる者があるときは、その者の氏名及び住所並びにその者と死亡者との関係	五 請求者以外に未支給の年金の支給を請求できる者があるときは、その者の氏名及び住所並びにその者と受給権者との身分関係
六・七 (略)	六・七 (略)	六・七 (略)	六・七 (略)
二	前項の請求に当たつては、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第一号及び第二号に定める書類を除き、次の各号に定める書類に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、基金の確認が行われた場合にあつては、当該書類の添付を省略することができる。	前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。	前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
一 (略)	(削る)	一 (略)	一 (略)
二	死亡者の加入員証 (死亡者が年金受給権者であったときは、当該年金の年金証書。加入員証又は年金証書を添えることができるときはその事由書)		



規定する基本方針を添えて、翌事業年度九月三十日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（給付に関する通知等）

第四十五条（略）

3| 2| 第一項の通知を受けた受給権者は、遅滞なく、加入員証を廃棄しなければならない。

4| 第一項の通知を受けた法第百三十三条において準用する法第十六条の規定による一時金の支給を受けることとなつた者は、遅滞なく、死亡者の加入員証（死亡者が年金受給権者であつたときは、当該年金の年金証書）を廃棄しなければならない。

（年金証書の改訂等）

第四十六条 基金は、第十六条の規定により氏名変更の届出があつたときは、改訂した年金証書を、受給権者に送付しなければならない。

2| 受給権者は、前項の規定により送付された年金証書を受理した場合は、遅滞なく、変更前の氏名が記載された年金証書を廃棄しなければならない。

（中途脱退者に対する通知等）

第五十六条（略）

2| 法第百三十七条の十七第八項の規定による公告は、連合会の事務所の掲示板に掲示するとともに、連合会のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

3| 前項の公告を連合会のウェブサイトへの掲載を行う場合においては、第一項第三号に規定する年金及び一時金の額を公告することを要しない。

（準用規定）

項に規定する基本方針を添えて、翌事業年度九月三十日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（給付に関する通知等）

第四十五条（略）

2| 第一項の規定により年金証書の提出を受けたときは、これを改訂し、受給権者に返付しなければならない。

（年金証書の改訂等）

第四十六条 基金は、第十六条の規定により年金証書の提出を受けたときは、これを改訂し、受給権者に返付しなければならない。

（新設）

（中途脱退者に対する通知等）

第五十六条（略）

2| 法第百三十七条の十七第八項の規定による公告は、連合会の事務所の掲示板に掲示するとともに、連合会のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（新設）

（準用規定）

第六十三条 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について準用する。

第六十三条 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について準用する。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(二通)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(一通)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第二条 確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次の表のよう に改正す  
る。

改正後	改正前
<p>(個人型年金加入者の申出)</p> <p>第三十九条 法第六十二条第一項の規定による申出（個人型年金運用指団者以外の者が行うものに限る。）は、連合会に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによつて行うものとする。</p> <p>一・七 （略）</p> <p>2 法第六十二条第一項第二号に掲げる者は、前項の申出に当たつては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該書類に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、連合会の確認が行われた場合にあつては、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>(個人型年金運用指団者の申出)</p> <p>第四十条 法第六十四条第一項の規定により個人型年金運用指団者とされた者は、連合会に対し、個人型年金加入者の資格を喪失した日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。</p> <p>一・三 （略）</p> <p>2 法第六十四条第二項の規定による申出は、連合会に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによつて行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>(個人型年金加入者の資格喪失の届出)</p>	<p>(個人型年金加入者の申出)</p> <p>第三十九条 法第六十二条第一項の規定による申出（個人型年金運用指団者以外の者が行うものに限る。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一・七 （略）</p> <p>2 法第六十二条第一項第二号に掲げる者は、次に掲げる書類を前項の申出書に添付しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>(個人型年金運用指団者の申出)</p> <p>第四十条 法第六十四条第一項の規定により個人型年金運用指団者とされた者は、個人型年金加入者の資格を喪失した日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。</p> <p>一・三 （略）</p> <p>2 法第六十四条第二項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>(個人型年金加入者の資格喪失の届出)</p>

		第四十六条 個人型年金加入者は、個人型年金規約で定めるところにより、その資格を喪失したとき（個人型年金運用指図者となり、又は死亡した場合を除く。）は、連合会に対し、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。
一〇三	（略）	（個人型年金加入者の氏名変更の届出等）
一〇四	（略）	第四十七条 個人型年金加入者は、その氏名又は住所に変更があったときは、連合会に対し、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。
一〇六	（略）	（個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出）
一〇六	（略）	第四十八条 第二号被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者をいう。以下同じ。）、第三号被保険者（同項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。）又は同法附則第五条第一項の規定による被保険者（同項第一号に掲げる者を除く。以下同じ。）である個人型年金加入者は、連合会に対し、第一号被保険者（同法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

		第四十六条 個人型年金加入者は、個人型年金規約で定めるところにより、その資格を喪失したとき（個人型年金運用指図者となり、又は死亡した場合を除く。）は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。
一〇三	（略）	（個人型年金加入者の氏名変更の届出等）
一〇四	（略）	第四十七条 個人型年金加入者は、その氏名又は住所に変更があったときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。
一〇六	（略）	（個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出）
一〇六	（略）	第四十八条 第二号被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者をいう。以下同じ。）、第三号被保険者（同項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。）又は同法附則第五条第一項の規定による被保険者（同項第一号に掲げる者を除く。以下同じ。）である個人型年金加入者は、第一号被保険者（同法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

<p>3 第一号被保険者、第二号被保険者又は国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者である個人型年金加入者は、第三号被保険者となつたときは、連合会に対し、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。</p>	<p>4 第一号被保険者、第二号被保険者又は第三号被保険者である個人型年金加入者は、国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。</p>	<p>5 第二項の届出 (同項第一号に係るものに限る。) に当たつては、第三十九条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該書類に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、連合会の確認が行われた場合にあつては、当該書類の添付を省略することができる。</p>	<p>3 第一号被保険者、第二号被保険者又は国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者である個人型年金加入者は、第三号被保険者となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。</p>	<p>4 第一号被保険者、第二号被保険者又は第三号被保険者である個人型年金加入者は、国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。</p>	<p>5 第二項の届出書 (同項第一号に係るものに限る。) には、第三十九条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p>
<p>(個人型年金運用指図者の氏名変更の届出等)</p> <p>第五十四条 個人型年金運用指図者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、連合会に対し、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。</p>	<p>(個人型年金運用指図者の氏名変更の届出等)</p> <p>第五十四条 個人型年金運用指図者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。</p>	<p>(個人型年金運用指図者の氏名変更の届出等)</p> <p>第五十四条 個人型年金運用指図者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。</p>	<p>(個人型年金運用指図者の氏名変更の届出等)</p> <p>第五十四条 個人型年金運用指図者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。</p>	<p>(個人型年金運用指図者の氏名変更の届出等)</p> <p>第五十四条 個人型年金運用指図者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。</p>	<p>(個人型年金運用指図者の氏名変更の届出等)</p> <p>第五十四条 個人型年金運用指図者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。</p>

一  
二

(略)

一  
二

(略)

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第三条 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十一号）の一部を次の表のよう  
する。

		改 正 後	改 正 前
		<p>（事業主が行う基金への氏名変更の届出）</p> <p>第二十三条の二 基金型企業年金の事業主は、その使用する基金の加入者の氏名に変更があつたときは、速やかに、次に掲げる事項を基金に提出するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（事業主が行う基金への氏名変更の届出）</p> <p>第二十三条の二 基金型企業年金の事業主は、その使用する基金の加入者の氏名に変更があつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を基金に提出するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>
	2	<p>前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。</p> <p>一 電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により提供する方法</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法</p> <p>二 書面を交付する方法</p>	<p>（新設）</p> <p>一・二 （略）</p>
		<p>（受給権者の氏名変更の届出等）</p> <p>第二十三条の三 受給権者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、事業主等（規約型企業年金の事業主及び基金をいう。以下同じ。）に対し、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を提出し、又はこれら的事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（受給権者の氏名変更の届出等）</p> <p>第二十三条の三 受給権者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を事業主等（規約型企業年金の事業主及び基金をいう。以下同じ。）に提出するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>

(給付の裁定の請求)

第三十三条 法第三十条第一項の規定による給付の裁定の請求は、事業主等に対し、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより行うものとし、その請求に当たつては、次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二 (略)

2 障害給付金 (法第二十九条第二項第一号に規定する障害給付金をいう。以下同じ。) の請求は、前項の請求書の提出又は電子情報処理組織を使用する方法による情報の提供により行い、同項各号の書類及び次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二 (略)

3 遺族給付金の請求は、第一項に規定する記載事項に加え、法第四十七条に規定する給付対象者(以下「給付対象者」という。)の氏名、性別及び生年月日を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより行うものとし、その請求に当たつては、同項各号の書類及び次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一 生年月日について、法第九十三条の規定により事業主等から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報(同法第三十条の七第四項

(給付の裁定の請求)

第三十三条 法第三十条第一項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、事業主等から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報(同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。)の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第一号に掲げる書類を除く。)を添付して、事業主等に提出することによつて行うものとする。

一・二 (略)

2 障害給付金 (法第二十九条第二項第一号に規定する障害給付金をいう。以下同じ。) の請求に当たつては、前項の請求書に、同項各号の書類及び次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二 (略)

3 遺族給付金の請求に当たつては、第一項の請求書に法第四十七条に規定する給付対象者(以下「給付対象者」という。)の氏名、性別及び生年月日を記載し、かつ、同項各号の書類及び次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二 (新設)

一 生年月日について、法第九十三条の規定により事業主等から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により受

に規定する機構保存本人確認情報をいう。)の提供を受けることにより確認が行われた場合又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第一百五十三号)第三条第一項に規定する署名用電子証明書(以下「署名用電子証明書」という。)の送信をすることにより確認が行われた場合 第一項第一号に規定する書類

二 第一項第二号、第二項及び前項に規定する書類の内容について、情報提供等記録開示システム(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。以下同じ。)を通じて取得した当該書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合 第一項第二号、第二項及び前項に規定する書類

(未支給の給付の請求)

第三十四条 令第二十六条第一項の規定による未支給給付(以下この条において「未支給給付」という。)の支給の請求は、事業主等に対し、請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した受給権者の氏名、性別及び生年月日を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより行うものとし、その請求に当たつては、次に掲げる書類を添付するものとする。この場合において、請求者が同条第三項の規定に該当する者であるときは、併せて、前条の例により給付の裁定の請求書の提出又は電子情報処理組織を使用する方法による情報の提供をしなければならない。ただし、事業主等が情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合は、その添付を省略することができる。

一～三 (略)

(年金として支給する老齢給付金の支給を開始して五年を経過す

(未支給の給付の請求)

第三十四条 令第二十六条第一項の規定による未支給給付(以下この条において「未支給給付」という。)の支給の請求は、請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した受給権者の氏名、性別及び生年月日を記載した請求書に、次に掲げる書類を添付して、事業主等に提出することによって行うものとする。この場合において、請求者が同条第三項の規定に該当する者であるときは、併せて、前条の例により給付の裁定の請求書を事業主等に提出しなければならない。

一～三 (略)

(年金として支給する老齢給付金の支給を開始して五年を経過す

る前に一時金を請求する場合の書類)

第三十五条 老齢給付金の受給権者が、令第二十九条第三号の規定に基づき、年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから五年を経過する前に一時金として支給する老齢給付金の支給を請求する場合にあつては、第三十条各号の特別な事情があることを明らかにすることができる書類を事業主等に提出し、又は当該事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

(業務概況の周知)

第八十七条 (略)

2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。

一 (3) (略)

四 電子情報処理組織を使用する方法により加入者に提供する方法

(削る)

3 • 4 五 (略)

(脱退一時金相当額の移換を受けた旨の通知)

第八十九条の六 法第八十一条の二第五項の規定による通知は、当

る前に一時金を請求する場合の書類)

第三十五条 老齢給付金の受給権者が、令第二十九条第三号の規定に基づき、年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから五年を経過する前に一時金として支給する老齢給付金の支給を請求する場合にあつては、第三十条各号の特別な事情があることを明らかにすることができる書類を事業主等に提出しなければならない。

(業務概況の周知)

第八十七条 (略)

2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。

一 (3) (略)

四 電子情報処理組織(送信者の使用に係る電子計算機と、受信

者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)により加入者に提供する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

3 • 4 五 (略)

(脱退一時金相当額の移換を受けた旨の通知)

第八十九条の六 法第八十一条の二第五項の規定による通知は、次

該中途脱退者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を送付し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによつて行うものとする。

一・二 (略)

(老齢給付金又は遺族給付金の支給等の通知等)

第百四条の十七 (略)

2・3 (略)

4 法第九十一条の十九第六項（法第九十一条の二十第六項、第九十一条の二十一第五項、第九十一条の二十二第八項及び第九十一条の二十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、連合会の事務所の掲示板に掲示するとともに、連合会のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

5 前項の公告を行う場合においては、第一項第一号に規定する脱退一時金相当額、第二項第一号に規定する残余財産の額、第三項第一号に規定する個人型管理資産の額を公告することを要しない。

(障害給付金又は遺族給付金の裁定の請求)

第百四条の十九 連合会が支給する障害給付金の裁定の請求は、連合会に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによつて行うものとする。

一・二 (略)

2 前項の請求に当たつては、確定給付企業年金が終了した日において当該終了した確定給付企業年金の受給権を有していたことを証する書類を添えなければならない。

3 法第九十一条の二十二第三項又は第五項の遺族給付金の裁定の請求は、連合会に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用

の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者に送付することによつて行うものとする。

一・二 (略)

(老齢給付金又は遺族給付金の支給等の通知等)

第百四条の十七 (略)

2・3 (略)

4 法第九十一条の十九第六項（法第九十一条の二十第六項、第九十一条の二十一第五項、第九十一条の二十二第八項及び第九十一条の二十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、連合会の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

(新設)

(障害給付金又は遺族給付金の裁定の請求)

第百四条の十九 連合会が支給する障害給付金の裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出することによつて行うものとする。

一・二 (略)

2 前項の請求書には、確定給付企業年金が終了した日において当該終了した確定給付企業年金の受給権を有していたことを証する書類を添えなければならない。

3 法第九十一条の二十二第三項又は第五項の遺族給付金の裁定の請求は、第一項各号に掲げる事項を記載した請求書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、連合会に提出することによつて行うものとする。

する方法により提供することによつて行うものとする。

4 | 一・二 (略)  
前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあつては、

前項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

テムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合 前項第二号イに規定する書類

前項第二号ロ及びハに規定する内容について連合会が情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合 前項第二号ロ及びハに規定する書類

## （準用規定）

第一百四条の二十一 第十四条の二の規定は連合会の公告について、第十九条の規定は連合会の理事長の就任等について、第二十条の規定は連合会が行う会議録の謄本等の添付について、第二十三条の規定は連合会における受給権者の氏名変更の届出等について、第三十条及び第三十五条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十二条の二、第三十三条第一項及び第四項、第三十四条並びに第三十六条の規定は連合会が支給する給付について、第三十三条第三項の規定は法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項、第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十三第一項の遺族給付金について、第五十三条第一項及び第二項、第六十七条、第七十一条から第八十一条まで、第八十三条、第八十四条第一項及び第三項並びに第八十五条の規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、第八十五条の二の規定は連合会が行う個人情報の取扱いについて、第十八条（第四号及び第五号に係る部分を除く。）及び第一百条から第一百三条までの規定は連合会の解散及び清算について、第一百十条

(新設) 一・二 (略)

(準用規定)

第百四条の二十一 第十四条の二の規定は連合会の公告について、第十九条の規定は連合会の理事長の就任等について、第二十条の規定は連合会が行う会議録の謄本等の添付について、第三十条及び第三十五条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十二条の二、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十六条の規定は連合会が支給する給付について、第三十三条第三項の規定は法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項、第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十三第一項の遺族給付金について、第五十三条第一項及び第二項、第六十七条、第七十一条から第八十一条まで、第八十三条、第八十四条第一項及び第三項並びに第八十五条の規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、第八十五条の二の規定は連合会が行う個人情報の取扱いについて、第九十八条（第四号及び第五号に係る部分を除く。）及び第一百条から第百三条までの規定は連合会の解散及び清算について、第一百十条第三項、第四項及び第六項、第一百十一条第一項、第一百十二条、第一百十四条並びに第一百十五条の

第三項、第四項及び第六項、第一百十一条第一項、第一百十二条、第一百四十四条並びに第一百十五条の規定は連合会の財務及び会計について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ

（死亡の届出）  
第一百八十九条 法第九十九条の規定による死亡の届出は、事業主等又は連合会に対し、届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処

（死亡の届出）

第一百八条 法第九十九条の規定による死亡の届出は、届書に、受給権者の死亡を証する書類を添付して、事業主等又は連合会に提

(略)	(新設)	第三十三条第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(新設)	第三十三条第三項第二号	(略)	法第九十三条の規定により事業主等から業務を委託された連合会	連合会	(略)	(略)
(略)	(新設)	第三十三条第三項第二号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(新設)	第三十三条第三項第二号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

規定は連合会の財務及び会計について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

出することによって行うものとする。

理組織を使用する方法により提供することにより行うものとし、  
その届出に当たっては、受給権者の死亡を証する書類を添付する  
ものとする。ただし、情報提供等記録開示システムを通じて取得  
した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確  
認が行われた場合には、その添付を省略することができる。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第四条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

## 改 正 後

(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等)  
 第十七条 存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止  
 前の厚生年金基金規則(以下「廃止前厚生年金基金規則」という。)第一章(第一条、第十九条の二及び第六十六条を除く。)及び  
 第三章(第七十四条の三第三項及び第四項、第七十五条第一項(第一号及び第十七号に係る部分に限る。)、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。)並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。  
 この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法律第六十七号	町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年))	月日に関する市町村長(特別区のとし、地方自治法(昭和二十二年))	二 請求者の生年月日に関する市町村長(特別区のとし、地方自治法(昭和二十二年))	一 請求者の生年月日に関する市町村長(特別区のとし、地方自治法(昭和二十二年))	二 請求者の生年月日に関する市町村長(特別区のとし、地方自治法(昭和二十二年))	一 請求者の生年月日に関する市町村長(特別区のとし、地方自治法(昭和二十二年))	金記載した請求書を基	2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならなければならない。	2 前項の請求に当たつては、次の各号に掲げる書類を添えなければならなければならない。	三号	第十六条の二第二十一条	(略)	(略)
---------	-------------------------	----------------------------------	--	--	--	--	------------	---	--	----	-------------	-----	-----

## 改 正 前

(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等)  
 第十七条 存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前厚生年金基金規則(以下「廃止前厚生年金基金規則」という。)第一章(第一条、第十九条の二及び第六十六条を除く。)及び  
 第三章(第七十四条の三第三項及び第四項、第七十五条第一項(第一号及び第十七号に係る部分に限る。)、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。)並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。  
 この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

収集に関する業務を	より基金から情報の	十条第五項の規定に	正前厚生年金保険法	正前の法(以下「改	一条の規定による改	するものとされた平	りなおその効力を有	次の各号(生年月日	について、平成二十	五年改正法附則第五	条第一項の規定によ	の部分	三号	第十六条の二第二十	(略)	(略)
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----	----	-----------	-----	-----

二年法律第六十二号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。)の証明書又は戸籍の抄本その他生年月日を証する書類二遺族給付金の裁判の請求については、次に掲げる書類イ給付対象者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本その他の書類。ただし、請求者が婚姻の届出をしていないが給付対象者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者で

第二十六条の三	該障害に係る令	する書類及び当	当することを証	する障害に該	害の状態が規約	で定める程度の	障害の状態に該	害の診断書又は障	ししくは歯科医師	にに関する医師若	害の状態の程度	にあつては、障	六項に規定する	令第二十六条第	障害給付金(一)	類とを証する書	くしていいたこ	と生計を同じ	対象者の死亡	請求者が給付	あるときは、該	当する者で	請求者が令	る書類	ハ
---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	----------	----------	----------	---------	---------	---------	---------	----------	---------	---------	--------	--------	--------	---------	-------	-------	-----	---

第二十六条の三	で定める程度の	害の状態が規約	の診断書又は障	ししくは歯科医師	にに関する医師若	害の状態の程度	にあつては、障	六項に規定する	令第二十六条第	障害給付金(一)	類とを証する書	くしていいたこ	と生計を同じ	対象者の死亡	請求者が給付	あるときは、該	当する者で	請求者が令	る書類	ハ	の死亡を証す	する書類	その事実を証	る書類	ハ
---------	---------	---------	---------	----------	----------	---------	---------	---------	---------	----------	---------	---------	--------	--------	--------	---------	-------	-------	-----	---	--------	------	--------	-----	---

第一項第一号に規定する初診日を明らかにすることができる書類	五類
その他の規約で定める年金たる給付又は一時金たる給付の支給を受けるための要件を満たすことを証する書類	

障害の状態に該当することを証する書類及び当該障害に係る令第26条の3第一項第一号に規定する初診日を明らかにすることができる書類(当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するのに参考となる書類)四その他規約で定める年金たる給付又は一時金たる給付の支給を受けるための要件を満たすことを証する書類第一項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 電子情報処理組織(送信者の使用に係る電子計算機と受信者





正前厚生年金保  
險法」という。  
) 第百三十條第  
五項の規定によ  
り存続厚生年金  
基金から情報の  
収集に関する業  
務を委託された  
存続連合会が住  
民基本台帳法( )  
昭和四十二年法  
律第八十一号)  
第三十条の九の  
規定期により受給  
権者に係る機構  
保存本人確認情  
報(同法第三十  
条の七第四項に  
規定する機構保  
存本人確認情  
報)の提供を  
受けることによ  
り確認が行わ  
たとき又は電子  
署名等に係る地  
方公共団体情報  
システム機構の  
認証業務(平成  
四年法律第百五  
十)に關す。

（十三号）第三条  
第一項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）の送信をすることにより確認が行われたとき、第一項に規定する書類（第二項第一号に規定する書類）に規定する書類（から第四号までに規定する書類）の内容について、存続厚生年金基金が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十七年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムの内容に係る情報の提供を受けた当該添付書類を通じて取得し

の部分		第二十三条第一	第二十三条第二	の部分	第二十三条第一	第二十三条第二														
項目各号	列記以外	請求書には	を提出	次に記載する事	項を記載した請求書	号から第二項第二号までに規定する書														
により確認が行われること	の提供を受けること	の類の内容に係る情報	の取得した当該添付書	の示システムを用いて	の情報提供等記録開	の六条第三項に規定する法律附則第	のための番号の利用等	の行政手続における特	定の個人を識別する	存続厚生年金基金が	請求に当たつては	方法による提供を	の提出又は電子情報	供し、	はこれらの事項を電	請求書を提出し、又	対し、次の各号に掲	存続厚生年金基金に	ることにより確	

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

第二十一条	第二十二条	第二十三条	第二十四条	第二十五条	第二十六条	第二十七条	第二十八条

(新設)							
(新設)							
(新設)							

(新設)		(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	

第一項	第四十九条の三	(略)	項	第二十七条第二	届書には	次に各号に掲げる事項を記載した届書を	金保険法第百七十四
る方法により一定の	甲基金の中途脱退者に係る事項を記載した書類又はこれら的事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の)	(略)	ならない。	届出に当たつては	する方法により提供	対し、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又は	改正前厚生年金保険
体(電磁的記録)（電	乙基金に対し、甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若	(略)	きる。	得した当該添付書類を用いて取扱する方法により提供	情報処理組織を使用	これらの事項を電子届書を提出し、又は	された改正前厚生年金保険法第百七十四

第四十九条の三	(略)	（新設）	
は、甲基金の中途支給に関する権利義務の移転の申出	（略）	（新設）	（新設）
前厚生年金保険法	（略）	（新設）	（新設）

脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録することができるもの)を、乙基金に提出することによつて行うものとする。
一 氏名、性別、
二 生年月日及び基盤年金番号
三 甲 基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月
四 月一日前の加入員たる被保険者である期間の報酬標準給与の額及び被保険者の種別ごとの月額及び被保険者当該加入員たる被保険者である期間の標準報酬額

四	月	平成十五年四月一日以後の加	月額	酬	た期間の標準報	被保険者であつ	當該加入員たる	者の種別ごとの	月額及び被保険	報酬標準給与の	員たる被保険者	であつた期間の	月一日前の加入	年月及び基金番号	二	甲	基金の加入	員の資格の取得	及び喪失の年月	日	平成十五年四	三	平成十五年四	二	甲	基金の加入	員の資格の取得	及び喪失の年月	日	生年月日及び基	礎年金番号	一	氏名、性別、	うものとする。
---	---	---------------	----	---	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	---	---	-------	---------	---------	---	--------	---	--------	---	---	-------	---------	---------	---	---------	-------	---	--------	---------

磁気ディスクに併定める書類又は	甲基金は、前項出があつたときは	相当額の移換の申による脱退一時金	の三第五項の規定	法第百四十四条の額	る老齢年金給付	すべきこととな	合において支給	務を承継した場	年金給付の支給	にに関する権利義	五 額	乙基金が老齢	加入員たる被保	標準給与の額並	の報酬標準給与	月一日以後の加	入員たる被保	者であつた期間	月酬月額
-----------------	-----------------	------------------	----------	-----------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	-----	--------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	------

電子計算機と、受信	電子計算機と、送信者の使用に係る電子	電子計算機と、電子情報処理	一と	とする。	かげる	る提出	前項の額	の額	乙基金が老齢	務を承継した場	年金給付の支給	にに関する権利義	五 額	乙基金が老齢	務を承継した場	年金給付の支給	にに関する権利義	五 額	乙基金が老齢	務を承継した場	年金給付の支給	にに関する権利義	五 額	乙基金が老齢	加入員たる被保	標準給与の額並	の報酬標準給与	月一日以後の加	入員たる被保	者であつた期間	月酬月額
-----------	--------------------	---------------	----	------	-----	-----	------	----	--------	---------	---------	----------	-----	--------	---------	---------	----------	-----	--------	---------	---------	----------	-----	--------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	------

二 基礎となつた期間	当額の算定の基 礎	一 脱退一時金相 当額	乙 基金に提出する ものとする。	一 脱退一時金相 当額	二 た磁気ディスクを した書類又はこれ らの事項を記録し 掲げる事項を記載	せて、次の各号に
---------------	--------------	-------------------	------------------------	-------------------	---	----------

電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうち又は口に掲げるるもの(以下「電子情報処理組織」という。)を使用する方法を用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

項を電気通信回線を通じて受信者の閱覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法




(平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出等)

第三十八条 (略)

2・3 (略)

4 平成二十五年改正法附則第三十五条第五項に規定による公告は、事業主等の事務所の掲示板に掲示又は当該事業主等のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等)

第四十八条 存続連合会については、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項、第六十九条、第七十一条、第七十二条の二から第七十四条第一項まで、第七十四条の二、第七十四条の三第二項から第四項まで、第七十五条（第一項第一号及び第十一号に係る部分を除く。）、第七十七条及び附則第四項前段の規定、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項において準用する同条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金規則第七十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金規則第二十一条（第二項第一号及び第四号を除く。）、第二十三条から第二十八条まで、第三十条の二、第三十条の四、第一章第六節（第三十四条第一号、第三十六条第一号及び第三十七条から第四十条までを除く。）、第一章第七節（第四十二条第三項、第四十四条の二、第四十五条、第四十七条の二及び第四十七条の三を除く。）、第五十三条から第六十条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。


(平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出等)

第三十八条 (略)

2・3 (略)

4 平成二十五年改正法附則第三十五条第五項に規定による公告は、事業主等の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

(存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等)

第四十八条 存続連合会については、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項、第六十九条、第七十一条、第七十二条の二から第七十四条第一項まで、第七十四条の二、第七十四条の三第二項から第四項まで、第七十五条（第一項第一号及び第十一号に係る部分を除く。）、第七十七条及び附則第四項前段の規定、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項において準用する同条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金規則第七十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金規則第二十一条（第二項第一号及び第四号を除く。）、第二十三条から第二十八条まで、第三十条の二、第三十条の四、第一章第六節（第三十四条第一号、第三十六条第一号及び第三十七条から第四十条までを除く。）、第一章第七節（第四十二条第三項、第四十四条の二、第四十五条、第四十七条の二及び第四十七条の三を除く。）、第五十三条から第六十条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

基礎となつた期間

項	第七十一条第二	(略)	第七十一条	項
3	(略)	七項（法第百六十条第 三条の二第六項にお いて準用する場合 を含む。）の規定 による公告は、連 合会の事務所の掲 示板に掲示して行 うものとする。	七項（法第百六十 条（法第百六十 条の二第六項にお いて準用する場合 を含む。）の規定 による公告は、連 合会の事務所の掲 示板に掲示して行 うものとする。	(略)

3	平成二十五年改 (略)	正法附則第四十二 条第六項及び平成 二十五年改正法附 則第六十一条第二 項の規定によりな おその効力を有す るものとされた改 正前厚生年金保険 法第一百六十条第七 項(平成二十五年 改正法附則第六十 一条第二項の規定 によりなおその効 力を有するものと された改正前厚生 年金保険法第一百 十条の二第六項に おいて準用する場 合を含む。)の規 定による公告は、 存続連合会の事務 所の掲示板に掲示 するとともに、存 続連合会のウェブ サイトへの掲載に より行うものとす	に移換又は交付 (略)
---	----------------	---	----------------

項	第七十一条第二項	項	(略)
---	----------	---	-----

法第百六十條第七項	(法略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----------	------	-----	-----	-----	-----

準用する。	第七十一条第三項		(略)	(略)	(略)								

4 | 前項の公告を行  
る。

う場合においては、第一項第二号に規定する老齢年金たる給付及び一時金たる給付の額並びに第二項第二号に規定する基金脱退一時金相当額又は脱退一時金相当額を公告することを要しない。

において、第一項準用する。この場合及び第七十一条第三項及び第四項

(新設)	(新設)												

第二項 第七十二条の二 (略)

法第一百六十条第七項 (略)

法第一百六十条第七項 (略)

平成二十五年改正法  
附則第四十二条第六十一条  
第三項の規定によ  
りなおその効力を有  
するものとされた改  
正前厚生年金保険法  
において準用する改  
正前厚生年金保険法  
第一百六十条第八項  
第七項

(新設)

												第七十二条の三														
												解散基金加入員（確）														
う。）	付企業年金法	以下「改正前確定給付企業年金法」とい	定給付企業年金法	定による改正前の確	年改正法第二条の規	とされた平成二十五	の規定によりなおそ	の効力を有するもの	法附則第五条第一項	（平成二十五年改正	する解散基金加入員	生年金保険法第百四	十九条第一項に規定	附則第三十八条第一	平成二十五年改正法	平成二十五年改	項の規定によりなお	その効力を有するも	のとされた改正前厚	定する残余財産の額	は、「第七十二条の	第二項第二号に規定	する基金脱退一時金	相当額又は脱退一時	金相当額」とあるの	第二号に規定する老
																		とする。	と読み替えるもの	二第一項第二号に規	は、「第七十二条の	第二項第二号に規定	する基金脱退一時金	相当額又は脱退一時	金相当額」とあるの	第二号に規定する老
う。）	付企業年金法	以下「改正前確定給付企業年金法」とい	定給付企業年金法	定による改正前の確	年改正法第二条の規	とされた平成二十五	の規定によりなoso	の効力を有するもの	法附則第五条第一項	（平成二十五年改正	する解散基金加入員	生年金保険法第百四	十九条第一項に規定	附則第三十八条第一	平成二十五年改正法	平成二十五年改	項の規定によりなo	その効力を有するも	のとされた改正前厚	定する残余財産の額	は、「第七十二条の	第二項第二号に規定	する基金脱退一時金	相当額又は脱退一時	金相当額」とあるの	第二号に規定する老
																		とする。	と読み替えるもの	二第一項第二号に規	は、「第七十二条の	第二項第二号に規定	する基金脱退一時金	相当額又は脱退一時	金相当額」とあるの	第二号に規定する老
第一項	第七十二条の三											解散基金加入員（確）														
う。）	付企業年金法	以下「改正前確定給付企業年金法」とい	定給付企業年金法	定による改正前の確	年改正法第二条の規	とされた平成二十五	の規定によりなoso	の効力を有するもの	法附則第五条第一項	（平成二十五年改正	する解散基金加入員	生年金保険法第百六	十一条第一項に規定	附則第六十一条第三	平成二十五年改正法	平成二十五年改	項の規定によりなo	その効力を有するも	のとされた改正前厚	定する残余財産の額	は、「第七十二条の	第二項第二号に規定	する基金脱退一時金	相当額又は脱退一時	金相当額」とあるの	第二号に規定する老
																		とする。	と読み替えるもの	二第一項第二号に規	は、「第七十二条の	第二項第二号に規定	する基金脱退一時金	相当額又は脱退一時	金相当額」とあるの	第二号に規定する老



は戸籍の抄本	村長の証明書又	存に関する市町	月以内に作成さ	れたその者の生	月以内に作成さ	は、提出日前一	外の者にあつて	給付を受けるこ	とができる者以	た額に相当する	により加算され	通知書又はこれ	に代わるべき書	三 法第百六十一	類第五項の規定	則第八十二条第	一項に規定する	金保険法施行規	解除されたこと	を証する厚生年	一 ばならない。
--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------

されたその者の	一月以内に作成	ては、提出日前	以外の者にあつ	ことができる者	金給付を受ける	る部分の老齢年	れた額に相当す	定により加算さ	一条第五項の規	保険法第百六十	改正前厚生年金	規定によりな	るものとされた	の効力を有す	規定によりな	十一条第三項の	改正法附則第六	則第八十二条第	一項に規定する	金保険法施行規	解除されたこと	を証する厚生年	二 支給の停止が	一 い。
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	------

生年金保険法第百六	十一一条第五項	のとされた改正前厚
-----------	---------	-----------

生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本第一項及び第三項の規定による堤山は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

電子情報処理組織（送信者の）使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電子の（以下「電子情報処理組織を用いる方法」という。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるも（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する。



第七十二条の四 の二第一項	(略)	次に掲げる事項を記	準用する。	第七十一条第三項
存続連合会に対し、	(略)	「と読み替えるものとする。」 定する残余財産の額 四第一項第二号に規 は、「第七十二条の 金相当額」であるの する基金脱退一時金 相当額又は脱退一時 第二項第二号に規定 金たる給付の額及び 齢年金給付及び一時 第二号に規定する老 において、「第一項 に準用する。この場合 び第四項 第七十一条第三項及		

第七十二条の四 の二第一項	連合会遺族給付金 (新設)		(新設)	(新設)
	連合会遺族給付金等 (新設)		(新設)	のとされた改正前厚生年金保険法第百六十二条第四項において準用する改正前厚生年金保険法第百六十条第七項又は平成二十五年改正法附則第四十三条第六項若しくは第四十四条规定において準用する平成二十五年改正法附則第四十二条第六項

第七十二条の四 の二第三項 の二第三項 の二第三項 の二第三項		第七十二条の四 の二第二項		会に提出 載した請求書を連合	
散した基金の障害給付	書に、基金の解散した日において当該解	(略)	(略)	請求書には ならない。	請求に当たつては ならない。ただし、 第一号に定める事項 を除き、存続連合会 が行政手続における 特定の個人を識別す るための番号の利用 等に関する法律附則 第六条第三項に規定 する情報提供等記録 開示システムを通じ て取得した当該添付 書類の内容に係る情 報の提供を受けるこ とにより確認が行わ れた場合には、その 添付を省略すること ができる。
子情報処理組織を使	書を提出し、又は電	(略)	(略)	請求に当たつては ならない。ただし、 第一号に定める事項 を除き、存続連合会 が行政手続における 特定の個人を識別す るための番号の利用 等に関する法律附則 第六条第三項に規定 する情報提供等記録 開示システムを通じ て取得した当該添付 書類の内容に係る情 報の提供を受けるこ とにより確認が行わ れた場合には、その 添付を省略すること ができる。	次に掲げる事項を記 載した請求書を提出 し、又はこれらの事 項を電子情報処理組 織を使用する方法に より提供
第一項各号に掲げる事項を記載した請求	存続連合会に対し、第一項各号に掲げる事項を記載した請求	(略)	(略)	請求に当たつては ならない。ただし、 第一号に定める事項 を除き、存続連合会 が行政手続における 特定の個人を識別す るための番号の利用 等に関する法律附則 第六条第三項に規定 する情報提供等記録 開示システムを通じ て取得した当該添付 書類の内容に係る情 報の提供を受けるこ とにより確認が行わ れた場合には、その 添付を省略すること ができる。	次に掲げる事項を記 載した請求書を提出 し、又はこれらの事 項を電子情報処理組 織を使用する方法に より提供

第七十二条の四 の二第三項 の二十二条の四			第七十二条の四 の二第二項
(新設)	連合会障害給付金 (略)		(新設) (新設)
(新設)	連合会障害給付金等 (略)		(新設) (新設)

<p>第七十二条の四 （略）</p>	<p>付金の受給権を有していったことを証する書類を添えて、連合会に提出する</p>	<p>用する方法により提供するとともに、基会解散した日において当該解散した基金の障害給付金の受給権を有していたことを証する書類を添える</p>
<p>第七十二条の四の三 平成二十五年改 正法附則第五十三 条第二項の規定による老齢年金給付 （平成二十五年改 正法附則第六十一 条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十 条の二第三項又は 第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一 条第五項の規定により加算された額に相当する部分を</p>	<p>第七十二条の四の三 平成二十五年改 正法附則第五十三 条第二項の規定による老齢年金給付 （平成二十五年改 正法附則第六十一 条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十 条の二第三項又は 第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一 条第五項の規定により加算された額に相当する部分を</p>	<p>第七十二条の四の三 平成二十五年改 正法附則第五十三 条第二項の規定による老齢年金給付 （平成二十五年改 正法附則第六十一 条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十 条の二第三項又は 第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一 条第五項の規定により加算された額に相当する部分を</p>

第七十二条の四の三 の三 第七十二条の四	
(略)	
<p>第七十二条の四の三 正法附則第五十三 条第二項の規定に による老齢年金給付 (平成二十五年改 正法附則第六十一 条第一項の規定に よりなおその効力 を有するものとさ れた改正前厚生年 金保険法第百六十 条の二第三項又は 平成二十五年改正 法附則第六十一条 第三項の規定によ りなおその効力を 有するものとされ た改正前厚生年金 保険法第百六十 条第五項の規定に より加算された額 に相当する部分を</p>	

除く。以下この項において同じ。)の支給に関する権利義務の移転の申出は、施行前基金中途脱退者等(平成二十五年改正法附則第五十三条第一項に規定する施行前基金中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を基金に提出することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、  
生年月日及び基礎年金番号

二 第六十六条第二号から第四号まで又は第七十条第一項第二号から第四号までの規定により、連合会が清算人又は基金から提出を受けた事項

三 基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務

除く。以下この項目において同じ。)の支給に関する権利義務の移転の申出は、施行前基金中途脱退者等(平成二十五年改正法附則第五十三条第一項に規定する施行前基金中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を基金に提出することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、 生年月日及び基 礎年金番号	二 第六十六条第 二号から第四号 まで又は第七十 条第一項第二号 から第四号まで の規定により、 連合会が清算人 又は基金から提 出を受けた事項 金給付の支給に 関する権利義務
------------------------------	--

2 前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち又は口に掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）  
イ 送信者の使用者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機

すべき事項を記録したものを交付する方法書面を交付する方法

三 書面を交付する方法  
すべき事項を記録したものと交付する方法  
正法附則第五十三条  
条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十五条第五項の規定による年金給付等積立金又は平成二十五年改正法附則第五十四条第一項の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、前二項の規定による提出を行うとともに、基金に記載する事項を記載し、次の方に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提

とを接続する  
電気通信回線  
を通じて送信  
し、受信者の  
使用に係る電  
子計算機に備  
えられたファ  
イルに記録す  
る方法  
口 送信者の使  
用に係る電子  
計算機に備え  
られたファイ  
ルに記録され  
た書面により  
項を電気通信  
回線を通じて  
受信者の閲覧  
に供し、当該  
に係る電子計  
算機に備えら  
れたファイル  
に当該事項を  
記録する方法  
（電子的方式、  
磁気的方式その  
他の知覚によ

出し、又はこれら  
の事項を電子情報  
処理組織を使用す  
る方法により提供  
するものとする。

つては認識することができない記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものと、記録媒体をいう。」に係る記録媒体をいう。以下同じ。」をもつて調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものと交付する方法を三書面を交付する方法である。正法附則第五十三条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条第五項の規定による年金給付等積立金又は平成二十一年

よりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十一条第一項の解散した基金の加入員であつた期間（以下「算定基礎期間等」という。）

改正法附則第五十四条第一項の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、前二項の規定による提出を行うとともに、基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれら的事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一 年金給付等積立金又は平成二十五年改正法附則第五十四条第一項の規定による積立金の額

二 平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなほその効力を有するものとされた改正前厚生年金

第一項する第七条第一項用	（略）	
	（略）	（略）
（略）	（略）	

第一項	第七十四条第一項において準用する第二十一条	(略)	
付	付及び一時金たる給	(略)	
五年法律第六十三号	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十	(略)	保険法第二百六十一条の二第二項の規定により連合会に移換された基金脱退一時金相当額並びに交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十一条第一項の解散した基金の加入員であつた期間(以下「算定基礎期間等」という。)

。以下「平成二十五年改正法」という。  
）附則第五十条第一項及び平成二十五年改正法附則第六十一条第一項から第三項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二年金保険法第百六十一条第二項の規定により支給される死亡

第七十四条第一項において準用	(略)	
各号請求書には、次の	(略)	次の各号に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出
次の各号（生年月日）	(略)	方法により提供する 処理組織を使用する らの事項を電子情報 を提出し、又はこれ 項を記載した請求書

第七十四条第一項において準用	(略)	
次の各号	(略)	(新設)
について、連合会が 次の各号（生年月日）	(略)	(新設) を支給理由とする年 金たる給付又は一時 金たる給付をいう。 ）及び連合会障害給 付金（平成二十五年 改正法附則第四十四 条第三項の規定によ り支給される存続連 合会障害給付金及び 平成二十五年改正法 附則第六十一条第四 項の規定によりなお その効力を有するも のとされた改正前厚 生年金保険法第百六 十二条第二項の規定 により支給される障 害を支給理由とする 年金たる給付又は一 時金たる給付をい う。）を除く。）

第三項 第三号 する第二十一 項において準用 する第二十一 項において準用 する第二十一 項において準用	第七十四条第一 項において準用	(略)	第三十一条 第二項各号列記 以外の部分
		(略)	
		(略)	

第三項 第三号 する第三項 第二項 第三項 第三号 ハ条用	第七十四 条第一 項において 準用	(略)	する第二十一 条 第二項各号列記 以外の部分
		(略)	
		(略)	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の規定により請求人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本）を確認情報をいう。人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第二号を除く。）

（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	抄本。		（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（新設）	（略）	抄本その他の書類。	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）



第一項 第七十四条第一項において準用する第二十七条规定		第七十四条第一項において準用する第二十六条		第七十四条第一項において準用する第二十六条		第七十四条第一項において準用する第二十六条		第七十四条第一項において準用する第二十六条		第七十四条第一項において準用する第二十六条		第七十四条第一項において準用する第二十六条	
基金に提出する各号に掲げる事項を記載した届書を	(略)	番号	性別及び年金証書の番号	出された届書を基金に提出した届書を記載	速やかに、次の各号に掲げる事項を記載	速やかに、次の各号に掲げる事項を記載	存続連合会に対し、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載						
項目を記載した届書を	(略)	号番	性別及び年金証書の番号又は基礎年金番号	提供	使用する方法により	電子情報処理組織を又はこれらの事項を	提供	使用する方法により	電子情報処理組織を又はこれらの事項を	提供	使用する方法により	電子情報処理組織を又はこれらの事項を	提供

第一項 第七十四条第一項において準用する第二十七条规定				(新設)			
(新設)	法第一百七十四条において準用する法	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	保険法による改正前厚生年金	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(略)	(略)	(略)		第七十四条第一項において準用する第二十七条规定	第二項	第七十四条第一項において準用する第二十七条规定	
				届書には	届書には	届出に当たつては	
				ならない。	ならない。	ならない。ただし、	

(略)		(新設)	
(略)		(新設)	
(略)		(新設)	

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令の一部改正）

第五条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十七号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
4 第四十三条 (略)	2 ・ 3 (略)	4 第四十三条 (略)	2 ・ 3 (略)
5 国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）第二十二条 の規定により行う国民年金基金が支給する死亡に関する一時金の 裁定の請求は、国民年金基金の加入員又は加入員であつた者が法 第九十九条に規定する状態に該当するものであるときは、国民年 金基金規則第二十二条第二項第二号に掲げる書類に代えて、加入 員又は加入員であつた者が行方不明となつた事実又は死亡した事 実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。	5 前項の規定は、国民年金基金規則第六十三条の規定により行う 国民年金基金連合会が支給する死亡を支給事由とする一時金の裁 定の請求について準用する。この場合において、同項中「国民年 金基金の加入員又は加入員であつた者」とあるのは「国民年金基 金連合会が死亡を支給事由とする一時金の支給に関する義務を負 つている中途脱退者又は解散基金加入員（以下この条において「 中途脱退者等」という。）」と、「第二十二条第二項第二号」と あるのは「第六十三条において準用する第二十二条第二項第二号 」と、「加入員又は加入員であつた者」とあるのは「中途脱退者 等」と読み替えるものとする。	5 前項の規定は、国民年金基金規則第六十三条の規定により行う 国民年金基金連合会が支給する死亡を支給事由とする一時金の裁 定の請求について準用する。この場合において、同項中「国民年 金基金の加入員又は加入員であつた者」とあるのは「国民年金基 金連合会が死亡を支給事由とする一時金の支給に関する義務を負 つている中途脱退者又は解散基金加入員（以下この条において「 中途脱退者等」という。）」と、「第二十二条第二項第三号」と あるのは「第六十三条において準用する第二十二条第二項第三号 」と、「加入員又は加入員であつた者」とあるのは「中途脱退者 等」と読み替えるものとする。	5 前項の規定は、国民年金基金規則第六十三条の規定により行う 国民年金基金連合会が支給する死亡を支給事由とする一時金の裁 定の請求について準用する。この場合において、同項中「国民年 金基金の加入員又は加入員であつた者」とあるのは「国民年金基 金連合会が死亡を支給事由とする一時金の支給に関する義務を負 つている中途脱退者又は解散基金加入員（以下この条において「 中途脱退者等」という。）」と、「第二十二条第二項第二号」と あるのは「第六十三条において準用する第二十二条第二項第二号 」と、「加入員又は加入員であつた者」とあるのは「中途脱退者 等」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。